

V 保健・福祉事業を利用するとき

組合員及びその家族を対象に、健康保持のための健診や、その他の各種保健事業を行っています。

各事業は年度により変更します。各事業の実施内容の詳細については、年度当初に配布する「公立学校共済組合大阪支部事業のご案内」及び年に3回発行する広報誌「共済おおさか」に掲載し、実施時期に所属所長あてに文書で通知します。これらの事業は、職務専念の義務免除扱いとなるものもあります。また、病気等による休職中の組合員も利用・申込できますので、自身の健康のためご活用ください。

なお、組合員資格がある方のみご利用可能です。資格喪失後にご利用された場合（長期組合員退職記念事業の施設利用券を除く）は、その費用を返還いただく場合がありますので、ご注意ください。

1 健診事業・健康づくり事業を利用するとき

(1) 特定健診等事業

死亡原因の約6割を占める生活習慣病の有病者・予備軍を減少させることを目的とした事業です。

事業名	実施機関等	備考
特定健康診査	契約健診機関	年度末年齢40歳以上75歳未満の組合員及び被扶養者あてに7月または10月頃に特定健康診査受診券を送付。ただし、組合員本人については定期健康診断を受診することで特定健康診査を受診したとみなすため送付しない。
特定保健指導	契約健診機関	特定健康診査の受診結果から、生活習慣病のリスクが高い者に特定保健指導利用券を送付

(2) 健診(人間ドック)事業

健診種別	実施機関等	備考	
共済健診（半日ドック）	契約健診機関	対象：全組合員	
器官別 検診		脳ドック	対象：40歳以上の組合員 脳のMRI、MRA、頸動脈超音波検査など
		女性検診	対象：全女性組合員 マンモグラフィ又は乳房超音波検査、子宮細胞診など
配偶者健診（半日ドック）			対象：40歳以上の被扶養配偶者

(3) 健康づくり事業

事業名	実施機関等	備考
健康づくりセミナー	委託機関	生活習慣病予防や心の健康づくりなど

(4) 腰痛予防事業

事業名	実施機関等	備考
腰痛予防講座 (巡回講師派遣方式・会場方式)	契約実施機関	・所属所等に理学療法士等の講師を派遣 ・契約実施機関が用意する会場で理学療法士等講師による講座を開催

(5) メンタルヘルス総合対策事業

事業名	実施機関等	備考
相談事業	大阪メンタルヘルス 総合センター (OMC)	対面またはオンライン相談 📍 V-2ページ参照
研修事業		・職場研修支援事業（講師派遣・eラーニング研修） ・メンタルヘルスセミナーの開催
復職支援事業		休業者、復職者を対象としたメンタルヘルスセミナーの開催

2 相談事業を利用するとき

各種相談事業

事業名	事業内容	利用方法	自己負担額	対象者
大阪メンタルヘルス総合センター(OMC)による相談事業	大阪メンタルヘルス総合センターでの個別相談[予約制] (近畿中央病院・アウィーナ大阪での対面相談、Zoomによるオンライン相談)	電話予約：0120-556-879[通話料無料] 電話予約受付時間 平日9時～17時15分 Web予約：OMCのホームページから予約 相談時間 近畿中央病院：月～金曜日 9時～17時 アウィーナ大阪：毎週水曜日14時～17時、 毎週土曜日 9時～17時 (祝日・年末年始を除く。)	年度内 3回まで無料	組合員 及び 被扶養者
無料法律相談	法律事務所で弁護士による民事問題の相談	当支部福祉担当に電話で空き状況を確認のうえ、 仮予約後「無料法律相談申込書」を提出する。	無料	組合員
教職員電話健康相談24 (専門医相談※・小児救急相談を含む) [本部事業] ※ セカンドオピニオンとして活用可能	電話による健康・医療相談、小児科医による救急の相談、専門医相談や専門医医療機関情報等 [専門医相談のみ予約制]	相談先電話番号は、組合員専用ページに掲載 ・通話料無料 ・24時間・年中無休	無料	組合員 及び 被扶養者
女性医師電話相談 [本部事業]	女性医師による予約制電話相談、女医在籍医療機関の案内、看護師による一般健康相談等 [予約制]	相談先電話番号は、組合員専用ページに掲載 ・通話料無料 ・月～土(祝日・年末年始を除く。)10時～21時	無料	組合員 及び 被扶養者 (女性のみ)
電話・面談 メンタルヘルス相談 [本部事業]	電話によるメンタルヘルス相談 (希望により、電話相談から面談によるカウンセリングに移行も可能)	相談先電話番号は、組合員専用ページに掲載 ・通話料無料 ・自動音声ガイドにより、電話相談か面談によるカウンセリングかを選択できます。 (カウンセリングルームも選択できます。)	無料	組合員 及び 被扶養者
	全国のカウンセリングルームでの個別相談[予約制]	[電話による相談] 月～土(祝日・年末年始を除く。)10時～22時 [面談によるカウンセリング予約] 月～土(祝日・年末年始を除く。)10時～20時	年度内 5回まで無料	組合員 及び 被扶養者
Web相談(こころの相談) [本部事業]	専用Webでのメンタル相談	専用Web https://www.nh-c.jp/ ログイン番号は、組合員専用ページに掲載 24時間・年中無休(3営業日以内に返答) ※相談内容、及び回答内容はすべて暗号化されて送受信されます。	無料	組合員 及び 被扶養者
介護電話相談 [本部事業]	介護相談、介護サービス事業所の案内・取次ぎ、入居施設に関する案内・相談等	相談先電話番号は、組合員専用ページに掲載 ・通話料無料 ・月～土(祝日・年末年始を除く。)10時～18時	無料	組合員 及び 被扶養者
LINE相談 (メンタルヘルス相談) [本部事業]	LINEでのメンタル相談	ID又はQRコード(組合員専用ページに掲載)から友達追加し、トーク画面で利用規約を確認のうえ、相談 毎週土・日・月 18時～22時(祝日・年末年始も含む)利用時間・回数：1日1回30～60分程度	無料	組合員
近畿中央病院によるメンタルヘルス相談 [本部事業]	臨床心理士が、心の悩みについて面談での相談に応じます。 [予約制]	電話予約：072-781-3712(代表) 「メンタルヘルス相談」とお伝えください。 電話予約受付時間 平日9時～17時	無料 (ご利用回数には制限があります。)	組合員 及び 被扶養者
近畿中央病院によるセカンドオピニオン相談 [本部事業]	専門医の意見や判断を提供するセカンドオピニオン相談を実施します。[予約制]	電話予約：072-781-3712(代表) 「セカンドオピニオン相談」とお伝えください。 電話予約受付時間 平日8時30分～17時15分	無料	組合員 及び 被扶養者

相談事業について、プライバシーは守られますので安心してご相談ください。

3 その他の事業を利用するとき

	事業内容	請求方法	
ファミリー応援金 [本部事業]	組合員が在職中に死亡した場合、または所定の高度障害状態となった場合に、5万円が給付されます。 制度内容に関するお問い合わせは、「福祉保険制度」照会センター（0120-778-599[通話料無料]）へ	【死亡】請求書類をお送りします。 【高度障害状態】以下の番号へお問い合わせください。 「福祉保険制度」請求相談センター（0120-660-998[通話料無料]）へ	
事業名	事業内容	自己負担額	対象者
退職予定者向け 共済制度・手続き案内	退職予定者向けの年金、医療保険その他の共済制度や手続きにかかるガイドブック及び説明動画を掲載します。 詳細は、大阪支部HPをご確認ください。	なし	退職予定の組合員
事業名	事業内容	申請方法	
長期組合員退職 記念事業	<p>当該年度内に退職予定で下記条件を満たす組合員に対し、大阪支部直営施設の利用券を贈呈します。 条件に該当する方は、退職(資格喪失)日までにご申請ください。</p> <p>◎対象者： 当該年度内に退職予定の組合員であって、以下の条件を満たす方 1. 公立学校共済組合加入期間が通算20年以上であること(注) 2. 申請時点で大阪支部現職の組合員資格を有すること ※ただし、過去に結婚25周年・永年勤続(単身者)記念事業の施設利用券の交付を受けた方は除く。 (注) 任意継続組合員の資格取得期間は除く。</p> <p>◎申請期間： 退職(資格喪失)予定の年度中(※ただし、以下の例外あり) 退職年度時に公立学校共済組合加入期間が通算20年未満の場合又は大阪支部現職の組合員資格を有していない場合であっても、その後、再任用等で組合員資格を再取得し、上記1及び2の条件を満たした場合は申請可能</p> <p>◎贈呈品： 施設利用券10,000円 ・ホテルアウィーナ大阪又は花のいえにおける宿泊、食事及びおせち料理購入(おせち料理購入はホテルアウィーナ大阪のみ)で利用可能 ・有効期限は、発行日から1年間 *施設利用券は、宿泊・会食利用補助(㊦V-4ページ参照)とあわせてお使いいただけます。</p>	<p>以下の必要書類を大阪支部 健康・福祉担当の窓口へ持参、または郵送</p> <p>◎必要書類： ・「長期組合員退職記念施設利用券交付申請書」*大阪支部HPに掲載 ・「組合員証」(=健康保険証)提示(郵送で申請する場合、コピーを添付) ・返信用切手： 定形50gの料金+簡易書留料金に相当する切手代 【R6.4月時点では返信用切手444円】 (郵送で申請する場合、必要) ※ただし、郵便事故等による遅配・不着等の責は負いかねます。</p> <p>◎「長期組合員退職記念施設利用券交付申請書」掲載場所 公立学校共済組合大阪支部 検索→大阪支部HPの手続きナビ内「厚生サービスの手続き」→「その他の厚生サービス」→「長期組合員退職記念事業」→「申請方法」より</p> 	

4 施設等の利用補助を受けたいとき

事業名	対象者	補助額等	対象施設	備考
結婚式場 利用補助	組合員 又はその子 ※挙式者に対する補助	<挙式補助額> 挙式・披露宴費用総額（税込）の20% 上限200,000円 ※1,000円未満は四捨五入	ホテル アウィーナ 大阪	ホテルアウィーナ大阪備え付けの「結婚式場利用補助・食事付宿泊券交付申請書」に記入し、ホテルアウィーナ大阪へ組合員証（組合員被扶養者証）を提示のうえ、申請書を提出 *申請書は大阪支部HPにも掲載
		<食事付宿泊券> 30,000円分 (5,000円券×6枚)	ホテル アウィーナ 大阪	*挙式者が被扶養者として認定されていない子の場合は、組合員の子に相違ない旨の所属所長の証明、又は市区町村長の続柄を証明するに足る証明書が必要。あわせて、組合員本人の組合員証も持参
		有効期間は発行日(挙式日)から1年間	花のいえ	
宿泊利用補助	組合員 及び 小学生以上の被扶養者	3,000円 ※1人1泊6,000円 (税抜)以上の場合	ホテル アウィーナ 大阪	*補助回数 組合員・被扶養者あわせて1年度内12枚
		2,000円 ※1人1泊4,000円 (税抜)以上の場合 (3,000円と2,000円の補助券あわせて右記補助回数まで)	花のいえ	*利用方法 組合員専用ページより組合員自身で利用者分の補助券を事前に印刷し、利用当日、施設へ利用者分の組合員証（組合員被扶養者証）を提示のうえ、補助券を提出
			その他の対象施設	
会食利用補助	組合員 及び 3親等以内の親族 ※組合員 又は 被扶養者を必ず伴う 会食	2,000円 ※1回の会食につき、 1人5,000円（税込） 以上の場合	ホテル アウィーナ 大阪	*補助回数 1年度内で組合員1人につき、12人分補助 ※補助券は組合員1人につき、12枚出力可能
			花のいえ	*利用方法 組合員専用ページより組合員自身で利用者分の補助券を事前に印刷し、利用当日、施設へ組合員証又は組合員被扶養者証を提示のうえ、補助券を提出
会食利用補助 (おせち補助)	組合員 及び 3親等以内の親族	おせち1個につき、 3,000円 (個数制限なし)	ホテル アウィーナ 大阪	おせち申込後、「会食利用補助申請書（おせち）」に必要事項を記入のうえ、ホテルアウィーナ大阪へ提出
法要利用補助	組合員 又は 2親等以内の親族	法要費用総額（税込）の20% 上限50,000円 ※1,000円未満は四捨五入 ※別途要する費用（お布施等）は含まれない。 ※会食利用補助との併用は不可	ホテル アウィーナ 大阪	ホテルアウィーナ大阪備え付けの「法要利用補助申請書」に記入し、ホテルアウィーナ大阪へ組合員証を提示のうえ、申請書を提出 *申請書は大阪支部HPにも掲載 ※補助を利用するにはホテルアウィーナ大阪で供花等の注文が必要 ※組合員又はその2親等以内の親族が喪主を務める法要
トレーニング 施設利用助成	組合員 及び 16歳以上の被扶養者	各施設が定める 法人会員料金	スポーツ オアシス	初回利用時に組合員証（組合員被扶養者証）を提示し、法人会員証の発行を受け、利用の都度「組合員証」「法人会員証」の両方を提示することにより、法人会員料金にて施設利用可能
			コナミ スポーツ クラブ	初回利用時に組合員証（組合員被扶養者証）を提示し、法人会員証の発行を受け、利用の都度「法人会員証」を提示することにより、法人会員料金にて施設利用可能 (利用の際に提示を求められる場合があるため、「組合員証」を持参すること)
			※法人会員料金や施設所在地などの詳細は、大阪支部HPまたは各施設のHPをご覧ください。	

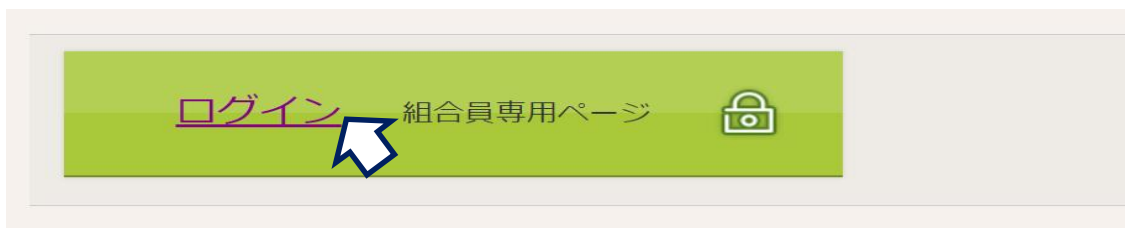
任意継続組合員の方は、利用できない事業があります。👉 VI-10ページ参照
詳しくは、年度当初に配布する「任意継続組合員用 厚生事業のしおり」をご覧ください。

● 宿泊及び会食利用補助券の発券・利用について

宿泊及び会食利用補助を利用するには、事前に組合員自身で補助券の発券が必要です。

(1) 発券方法

ア [公立学校共済組合大阪支部](#)で [検索](#)し、大阪支部HP内の「組合員専用ページ」をクリック



イ 「組合員証番号（半角英数字10桁）」と「0（半角アルファベット大文字0（OSAKAの1文字目））+ @ + 生年月日（西暦：半角数字8桁）」を入力し、ログイン

ウ ログイン後、画面右側にある「宿泊等利用補助券発行フォーム」より発券

※宿泊及び会食利用補助券の発行フォームマニュアル等はこちら 

【宿泊】

【会食】



(2) 補助券発券にかかる留意点等

○支部で発券申請の差し戻し、取り消しをすることはできません。

○補助券発券後の利用回数の変更はできません。

（注）未使用の補助券を支部に返却しても利用回数の変更はできません。

また、支部で発券申請の差し戻し、取り消しをすることもできません。

○補助券に印字されている施設名の修正はできませんので、入力時、必ずご確認ください。

○同一年度内に利用日を変更したい場合は、補助券を再発券し、正しい利用日等必要事項を記入してご利用ください。

（注）修正液や二重線等、ご自身で訂正された補助券はご利用できません。

○翌年度（4月以降）のご利用分については、システム切替後の、4月1日0時以降に発券してください。

（注）前年度に翌年度のご利用分を発券することはできません。また、前年度に発券した補助券を翌年度に持ち越してのご利用はできません。

(3) 対象施設

宿泊利用補助の対象施設については、大阪支部HPより確認できます。

[公立学校共済組合大阪支部](#) [検索](#)→「厚生サービスを利用する」→「宿泊施設を利用するとき」
→「厚生施設宿泊利用補助」→「補助内容」→「対象施設」

◇ご利用上の注意◇

○利用当日、補助券の提出及び組合員証(被扶養者証)の提示がない場合、補助は受けられません。

○有効期限を過ぎた補助券及び支部長印による訂正のない補助券は利用できません。

（利用日の属する年度に補助券を発券してください。）

○以下1～5の不正利用が発覚した場合、補助した金額をすみやかに返金いただくとともに、当該年度について、該当する組合員証番号にかかる補助券の発券をとりやめます。

1. 補助券の補助対象者以外への譲渡や偽造、改変等、補助券を不正に利用した場合
2. 組合員証(被扶養者証含む。)を他人に貸す等、組合員証等を不正に利用した場合
3. 利用当日に宿泊・会食利用補助の対象要件を満たさず、補助を受けた場合
4. 公務出張に伴う宿泊に利用した場合
5. 補助券のコピー又は再発行により、補助回数を超えた利用をした場合